

令和元年9月13日

消費者庁

## 特定商取引法に基づく行政処分について

中部経済産業局が特定商取引法に基づく行政処分を実施しましたので、公表します。

本件は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた中部経済産業局長が実施したものです。

令和元年9月13日

## 特定商取引法違反の連鎖販売業者に対する取引等停止命令（6か月） 及び指示並びに当該業者の取締役に対する業務禁止命令（6か月） について

中部経済産業局は、健康食品を取り扱う連鎖販売業者である株式会社プレス（本社：名古屋市）（以下「同社」といいます。）に対し、9月12日、特定商取引に関する法律第39条第1項の規定に基づき、令和元年9月13日から令和2年3月12日までの6か月間、連鎖販売取引に係る取引の一部等（勧誘、申込受付及び契約締結をいい、勧誘者に行わせる勧誘及び申込受付を含む。）を停止するよう命じました。

あわせて、同社に対し、同法第38条第1項の規定に基づき、今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、その検証結果について報告する等の指示を行いました。

また、同社取締役の小西 鉄、山川 知也及び熊谷 博に対し、同法第39条の2第1項の規定に基づき、同社に対して取引等の停止を命じた範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命じました。

なお、本処分は、同法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた中部経済産業局長が実施したものであり、処分の効力は全国に及びます。

### 1. 処分対象事業者

- (1) 名 称：株式会社プレス（法人番号：2180301027887）
- (2) 所在地：愛知県名古屋市中区栄二丁目2番1号
- (3) 代表者：代表取締役 堂園 利幸（どうぞの としゆき）
- (4) 設 立：平成27年4月7日
- (5) 資 本 金：500万円
- (6) 取引類型：連鎖販売取引
- (7) 取扱商品：「グロトレクサ」及び「アップトリム」と称する各健康食品

### 2. 特定商取引に関する法律に違反する行為

- (1) 氏名等の明示義務違反（同法第33条の2）
- (2) 勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りする場所以外の場所での勧誘（同法第34条第4項）
- (3) 概要書面の交付義務違反（同法第37条第1項）

3. 同社に対する取引等停止命令及び指示の詳細は別紙1、小西鉄、山川知也及び熊谷博に対する業務禁止命令の詳細は別紙2～4のとおりです。

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）  
身近な消費生活相談窓口を御案内します。  
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。  
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

## 株式会社プレスに対する行政処分の概要

### 1. 事業概要

株式会社プレス（以下「同社」という。）は、「グロトレクサ」及び「アップトリム」と称する各健康食品（以下「本件商品」という。）を販売する事業を行い、ボーナスと称する紹介料等を收受し得ることをもって、本件商品の販売をあっせんする者（以下「会員」という。）を誘引し、その者と本件商品の購入を伴う本件商品の販売に係る取引を行っている。当該紹介料等は特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する特定利益に該当し、本件商品の購入は同項に規定する特定負担に該当することから、同社は同項に規定する連鎖販売業を行っている（以下、同社が行う連鎖販売業に係る連鎖販売取引を「本件連鎖販売取引」という。）。

### 2. 処分の内容

#### (1) 取引等停止命令

##### ①内容

連鎖販売業に係る連鎖販売取引のうち、次の取引等を停止すること。

- ア 同社が行う連鎖販売取引について勧誘を行い、又は同社が統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（特定商取引法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。
- イ 同社が行う連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。
- ウ 同社が行う連鎖販売取引についての契約を締結すること。

##### ②停止命令の期間

令和元年9月13日から令和2年3月12日まで（6か月間）

#### (2) 指示

- ①勧誘者は特定商取引法第33条の2に規定する氏名等の明示義務に違反する行為及び同法第34条第4項の規定により禁止される勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りする場所以外の場所での勧誘行為を、同社は同法第37条第1項に規定する書面の交付義務に違反する行為（不交付）を行っていた。かかる行為は、同法の禁止するところであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、令和元年10月15日までに、中部経済産業局長宛てに文書により報告すること。
- ②同社は、前記①の違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及びコンプライアンス体制について、前記

(1) の取引等停止命令に係る取引を再開する1か月前までに、中部経済産業局長宛てに文書により報告すること。

### 3. 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、同法第38条第1項に規定する「連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがある」と認められたほか、同法第39条第1項に規定する「連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがある」と認められた。

#### (1) 氏名等の明示義務違反（特定商取引法第33条の2）

勧誘者は、遅くとも平成30年3月頃以降、本件連鎖販売取引をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「将来が不安でもう一つ仕事始めた。」、「真剣に取り組んでやっている仕事だからどうしてもおまえと一緒にやりたい。」、「一回話を聞いてほしい」などと告げるのみで、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしていなかった。

#### (2) 勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りする場所以外の場所での勧誘（特定商取引法第34条第4項）

勧誘者は、遅くとも平成30年6月以降、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに、電磁的方法により又は住居を訪問して、セミナー会場への来訪を要請する方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所である、同社の会員あるいは会員の紹介のある者しか出入りすることができない会場において、当該契約の締結について勧誘を行っていた。

#### (3) 書面の交付義務違反（特定商取引法第37条第1項）

同社は、遅くとも平成29年12月頃以降、その連鎖販売業に係る商品の販売のあっせんを店舗等によらないで行う個人であって、本件連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者とその特定負担についての契約をしようとするとき、その契約を締結するまでに、その連鎖販売業の概要について記載した書面を交付していなかった。

### 4. 勧誘事例

#### 【事例1】（氏名等の明示義務違反）

平成30年3月頃、勧誘者Zは、消費者Aのスマートフォンに、「将来ちょっと不安で、もう一個仕事初めたんやけど。」、「真剣に取り組んでやってる仕事だからどうしてもお前と一緒にやりたい。」、「一回、

話し真剣に聞いてくれ。」などとSNSによりメッセージを送り、喫茶店で面会をする約束を取り付けた。面会当日、Aが喫茶店に出向くと、Zから上位勧誘者Yの紹介を受けた。その際、Aは、Yから、「人を誘ったらお金が入る。」、「ポイント制になってて、ポイントが貯まっていくと、人を紹介したときにもらえる金額が違う。」、「友達を連れて来てくれたら、自分たちが説明するから、A君は隣にいただけでいい。」などと説明を受けるなどした結果、契約を締結した。

【事例2】（氏名等の明示義務違反）

平成30年3月頃、勧誘者Xは、消費者Bのスマートフォンに「将来が不安でもう一つ仕事始めた。」、「真剣に取り組んでやっている仕事だから、どうしてもお前と一緒にやってみたいんだ。」、「一回話を聞いてほしい。」などとSNSによりメッセージを送り、喫茶店で面会をする約束を取り付けた。面会当日、Bが喫茶店に出向くと、Xの他に上位勧誘者Wが遅れて同席することを知った。その際、Bは、同席したWから、「会社を立ち上げたばかりなので上の階層になれるから、利益を上げることが出来る。」、「契約している人が少ないから、儲かるチャンスがある。」、「他の人を勧誘するためのアドバイザーのレクチャーを受けられる。」、「それには、まず自分自身で商品を購入し、その後、知人を紹介する仕組みになっている。」などと説明を受けるなどした結果、契約を締結した。

【事例3】（氏名等の明示義務違反）

平成30年6月頃、勧誘者Vは、消費者Cのスマートフォンに「将来不安で最近新しく仕事始めたんだけど今真剣に取り組んでCと一緒にやりたいから1度話し聞いてほしい。」、「仕事の環境も見てもらいたいから一緒に行こう。俺が車出すよ。」などとSNSによりメッセージを送り、面会をする約束を取り付けた。面会当日、Cは、Vの車でVに連れられて同社のセミナー会場へ行くと、同社の講師と称する上位勧誘者Uから、「今後この商品が売れていく、この商品はプレスでしか扱っていない。」、「この商品を広めてくれる人をさがしている。」、「人を紹介すればそれだけ報酬が得られる。」、「紹介した人の下に人がつけばその人たちの分も入るから早めにやったほうが報酬が多くなる。」などと説明を受けるなどした結果、契約を締結した。

【事例4】（氏名等の明示義務違反）

平成31年1月頃、勧誘者Tは、消費者Dのスマートフォンに「将来不安でもう一つ仕事始めた。」、「真剣にやっている仕事だからどうしてもお前と一緒にやりたい。」、「一回話を真剣に聞いてくれ。」等とSNSによりメッセージを送り、面会をする約束を取り付けた。面会当日、Dは、



Tに連れられてビルの一室に行ったところ、同所において、講師と称する上位勧誘者Uから、同社の会員になるには商品を購入した上でその商品を知人に広め、その知人が新規会員となり商品を購入すればその金額に応じた報酬が受け取れるなどと説明を受けるなどした結果、契約を締結した。

【事例5】（勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りする場所以外の場所での勧誘）

平成30年6月頃、勧誘者Vは、消費者Cのスマートフォンに「●●（具体的な地名）の○○（会場の名称）ってところで説明会的なやつやってるんだけど、仕事の環境も見てもらいたいから一緒に行こう。俺が車だすよ。」などとSNSによりメッセージを送り、Cに対し、特定の場所への来訪を要請し、面会当日、当該場所に誘引したが、これより前の時点で、Vは、Cに対し、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘する目的であることを告げていなかった。当該場所において開催されていた同社のセミナーは、同社の会員又は会員からの紹介がないと出入りすることができない場所で行われていたところ、同セミナーにおいて、同社の講師と称するVの上位勧誘者Uは、Cを含む会場にいた者に対し、「今後この商品が売れていく、この商品はプレスでしか扱っていない。」、「この商品を広めてくれる人をさがしている。」、「入会するには3つのコースがある。」、「人を紹介すればそれだけ報酬が得られる。」、「紹介した人の下に人がつけばその人たちの分も入るから早めにやったほうが報酬が多くなる。」などと告げて、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をしていた。

【事例6】（勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りする場所以外の場所での勧誘）

平成31年1月頃、勧誘者Tは、消費者DのスマートフォンにSNSによりメッセージを送り、面会をする約束を取り付けるとともに、Dの住居を訪問した上で、●●（特定の場所）の○○（ビルの名称）で行われる説明会と一緒に来訪するよう要請し、その日の翌日に当該ビルの一室にDを誘引したが、これより前の時点で、Tは、Dに対し、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘する目的であることを告げていなかった。同所において開催されていた同社のセミナーは、同社の会員又は会員からの紹介がないと出入りすることができない場所で行われていたところ、同セミナーにおいて、同社の講師と称するTの上位勧誘者Uは、Dを含む会場にいた者に対し、同社の会員になるには商品を購入した上でその商品を知人に広め、その知人が新規会員となり商品を購入すればその金額に応じた報酬が受け取れる旨を告げて、特定

負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をしていた。





## 小西 鉄に対する行政処分の概要

### 1. 名宛人

小西 鉄（以下「同人」という。）

### 2. 処分の内容

#### (1) 業務禁止命令

特定商取引法に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを含む。）を禁止する。

- ① 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は特定商取引法第33条第2項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（同法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。
- ② 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。
- ③ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

#### (2) 業務禁止命令の期間

令和元年9月13日から令和2年3月12日まで（6か月間）

### 3. 処分の原因となる事実

- (1) 中部経済産業局長は、別紙1のとおり、株式会社ブレス（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第39条の2第1項の規定に基づき、同社が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。
- (2) 同人は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

## 山川 知也に対する行政処分概要

### 1. 名宛人

山川 知也（以下「同人」という。）

### 2. 処分の内容

#### (1) 業務禁止命令

特定商取引法に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを含む。）を禁止する。

- ① 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は特定商取引法第33条第2項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（同法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。
- ② 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。
- ③ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

#### (2) 業務禁止命令の期間

令和元年9月13日から令和2年3月12日まで（6か月間）

### 3. 処分の原因となる事実

- (1) 中部経済産業局長は、別紙1のとおり、株式会社ブレス（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第39条の2第1項の規定に基づき、同社が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。
- (2) 同人は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

## 熊谷 博に対する行政処分の概要

### 1. 名宛人

熊谷 博（以下「同人」という。）

### 2. 処分の内容

#### (1) 業務禁止命令

特定商取引法に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを含む。）を禁止する。

- ① 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は特定商取引法第33条第2項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（同法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。
- ② 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。
- ③ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

#### (2) 業務禁止命令の期間

令和元年9月13日から令和2年3月12日まで（6か月間）

### 3. 処分の原因となる事実

- (1) 中部経済産業局長は、別紙1のとおり、株式会社ブレス（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第39条の2第1項の規定に基づき、同社が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。
- (2) 同人は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。